

2. 市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱モデル

〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 市（町）長は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱（平成17年4月1日付国土交通省住指第3249-2号）に基づき市（町）域に存する木造住宅の耐震診断に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては関係法令及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「耐震診断」とは、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この要綱において「木造住宅耐震診断事務所」とは、愛媛県木造住宅耐震診断事務所名簿に登録されている建築士事務所をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する住宅を所有する者（ただし、国、地方公共団体又はその機関を除く。）で、当該住宅の耐震診断は木造住宅耐震診断事務所に委託するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）

(2) 構造が次に掲げる工法以外の木造であること。

ア 伝統構法

イ 枠組み壁工法

ウ 丸太組工法

エ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

(3) 地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のもの

2 木造住宅耐震診断事務所は、前項の委託による耐震診断報告書の作成にあつては、耐震診断結果について、市（町）長が別に指定する評価機関の評価を受けなければならない。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助の額
補助対象者が木造住宅耐震診断事務所に委託して実施する耐震診断に要する経費	補助対象経費の総額の 2/3 以内の額とし、2 万円を限度とする。 (千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。)

- 2 補助対象経費の範囲については、住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱（平成 17 年 4 月 1 日付国土交通省住指第 3249-2 号）の定めるところによる。

（補助事業申込み）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断に着手する前に 市（町）木造住宅耐震診断事業補助金申込書（様式第 1 号）を市（町）長に提出しなければならない。

（補助金の内定通知）

第 6 条 市（町）長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、補助金の内定の適否を決定し、 市（町）木造住宅耐震診断事業補助金内定通知書（様式第 2 号）又は 市（町）木造住宅耐震診断事業補助金不内定通知書（様式第 3 号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更・取止め承認申請）

第 7 条 前条の規定により補助金の内定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の内定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更し、又は取止めしようとするときは、あらかじめ 市（町）木造住宅耐震診断事業変更・取止め承認申請書（様式第 4 号）を市（町）長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市（町）長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、 市（町）木造住宅耐震診断事業変更・取止め承認通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付申請）

第 8 条 補助事業者は、補助事業完了後、補助金の交付を受けようとするときは、 市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書（様式第 6 号）に、市（町）長が必要と認める書類を添えて、市（町）長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定通知）

第 9 条 市（町）長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の適否を決定し、 市（町）木造住宅耐震診

断事業補助金交付決定通知書（様式第7号）、又は市（町）木造住宅耐震診断事業補助金不決定通知書（様式第8号）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、市（町）木造住宅耐震診断事業補助金請求書（様式第9号）を、市（町）長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市（町）長は、前条の規定による補助金請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第13条 市（町）長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第14条 市（町）長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取消し、又は変更することがある。この場合において既に補助金が交付されているときは、市（町）長はその全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により市（町）長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（関係書類の保管）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市（町）長が定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

市（町）木造住宅耐震診断事業補助金申込書

平成 年 月 日

〇〇市（町）長 殿

住所
申請者 氏 名 印
電話番号

〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて耐震診断の実施を申し込みます。

記

太線枠内に記入してください。

住宅の概要	建物所在地			
	規模	建て方	平屋建	2階建
		延べ面積	㎡	
	用途	住宅以外の用途を、 含む（ ㎡ ） 含まない （用途： ）		
建築年月	昭和	年	月	
木造住宅耐震診断 委託先事務所名	事務所名： （ :（ ） - ）			
事業費見積り額	円			
添付図書	概略平面図 附近見取図 確認通知書の写し 登記簿謄本 伝統構法住宅チェック票 見積書 借主同意書 その他（ ）			

受付チェック欄

規模要件		建築年月	添付書類	市（町）受付印
建て方	用途			
良否	良否	良否	良否	

様式第2号（第6条関係）

〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金内定通知書

第 号
平成 年 月 日

殿

市（町）長 印

〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第5条の規定により、貴殿より申込みのありました補助事業について、下記のとおり補助の内定を通知します。

なお、補助事業の変更・取止めがあった場合は、速やかに 市（町）木造住宅耐震診断事業変更・取止め承認申請書（様式第4号）を市（町）長に提出してください。

また、耐震診断実施後速やかに補助金交付申請の手続きを行ってください。

記

受付番号・年月日	第 号・平成 年 月 日
申込者名	
委託先事務所名	
補助金内定通知額	事業費 円 うち補助金 円

様式第3号（第6条関係）

〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金不内定通知書

第 号
平成 年 月 日

殿

市（町）長 印

〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第5条の規定により、貴殿より申込みのありました補助事業について、次の理由により補助の内定ができませんので通知します。

内定できない理由	
----------	--

様式第4号（第7条関係）

〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業変更・取止め承認申請書

平成 年 月 日

〇〇市（町）長 殿

申請者 住所
氏名 印
電話番号

平成 年 月 日付け 第 号で補助金内定の通知があった耐震診断を変更・取止めしたいので、〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記によりその承認を申請します。

記

住宅の所在地	
申請の内容	
申請の理由	

様式第5号（第7条関係）

市（町）木造住宅耐震診断事業変更・取止め承認通知書

平成 年 月 日
第 号

殿

市（町）長 印

平成 年 月 日付けで変更・取止め承認申請のあった耐震診断事業については、市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおりその申請を承認します。

記

住宅の所在地	
変更・取止めの内容	

様式第6号（第8条関係）

〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

〇〇市（町）長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

太線枠内に記入してください。

内定通知 番号・年月日		第 号 平成 年 月 日
住宅の概要		所在地
耐震 診断	着手年月日	平成 年 月 日
	完了年月日	平成 年 月 日
補助金交付申請額		円
添付図書 (市(町)チェック欄)		木造住宅耐震診断事業補助金内定通知書 領収書 その他()

様式第7号（第9条関係）

市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

殿

市（町）長 印

〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第8条の規定により貴殿より申請のあった補助金交付申請について、次のとおり交付を決定した旨を通知します。

なお、速やかに〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第10条に基づき請求を行ってください。

記

1 交付年度	平成 年度
2 交付金額	円
3 交付の条件 および指示	(1)この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。 (2)この補助事業については、市（町）長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。 (3) 市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第14条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。 (4) (3)により取り消した場合は、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

様式第8号（第9条関係）

市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付不決定通知書

平成 年 月 日
第 号

殿

市（町）長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった 市（町）木造住宅耐震診断事業補助金の交付については、次の理由により決定できませんので、 市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

決定できない理由	
----------	--

様式第9号（第10条関係）

〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金請求書

平成 年 月 日

〇〇市（町）長 殿

申請者 住所
氏名 印
電話番号

下記の通り交付決定を受けた、木造住宅耐震診断事業補助金について、
〇〇市（町）木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第10条の規定により
請求します。

交付決定年月日 交付決定番号		平成 年 月 日 第 号
請求額		円
補助金振込先	金融機関名	本店 支店
	預金種別	普通 当座
	口座番号	
	口座名義人	(ふりがな) 氏名